



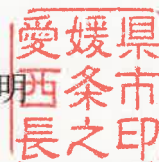
土地改良事業計画書の縦覧について

市営土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業・北条地区）の事業計画を決定するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の2第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月13日

西条市長

高橋 敏明



- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業・北条地区）事業計画書
- 2 縦覧期間
令和7年8月14日から令和7年9月10日まで
- 3 縦覧場所
 - ・西条市役所農林水産部農林土木課
 - ・西条市役所農林水産部基盤整備課
 - ・西条市ホームページ